にっぽうニュース

（令和3年11月29日）

① 商標の識別力

特許庁の検索サイトJ-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用して類似の登録商標があるかどうか確認する人もいるかと思います。しかし、その前にそもそも登録できる商標なのかどうかのほうが重要です。商標は、商品を提供する者が誰なのか識別するための標識であることから、識別力がないといけません。

商標「茨城メロン」（識別力なし）

茨城県内のどのメロン業者が生産しているのか分からないし、一人に独占させてしまうと経済的に支障が大きい→誰でも使用できるように登録不可

識別力は、商品の普通名称、地名（産地・販売地）や品質など特徴を表すものは、無いと判断されます。識別力の無い商標は、登録されませんので、類似の登録商標も見つかりません。

指定商品「干し芋」

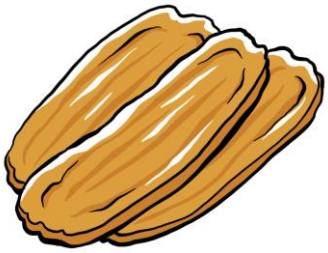

商標「ホシイモ」・・・普通名称だけなので、識別力なし❌
商標「茨城ほしいも」・・・「茨城」は地名なので、識別力なし❌
商標「やわらか干しいも」・・・「やわらか」は品質なので、識別力なし❌
商標「ほしいもん」・・・識別力あり〇
商標「星芋」・・・識別力あり〇

識別力は、商品との関係で見ますが、商標に地名などを入れると品質誤認（消費者を勘違いさせる）と判断されることがあります。

商標「茨城レンコン」

指定商品「蓮根」だと
茨城県産以外の蓮根に使用すると品質誤認で❌
指定商品「野菜」だと
蓮根以外の野菜に使用すると品質誤認で❌

指定商品「仏像」なら〇

識別力が無い場合は、識別力のある文字や図柄と組み合わせることで識別力を獲得できる場合があります。また、商標の使用を継続することで、誰がその商品を提供しているか全国的に知られる状況になった場合は、登録が認められます。

（例） 商標「常陸牛」、指定商品「牛肉」

こちら特許部
NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp